

## 行動計画

当行動計画は、全従業員が仕事と子育てを両立する事ができ、又、働きやすい職場環境を整備することによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため策定する。

1. 計画期間 2020年8月1日から2030年7月31日までの10年間

2. 内容

① 目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

- (1) 男性従業員…取得率100%とする。
- (2) 女性従業員…取得率100%とする。

**【対策】**

- ・ 全職員に行動計画の内容について周知する
- ・ 毎年度 男性も育児休業が所得できることを周知するため、役職者及び職員を対象とする研修実施
- ・ 平成23年度～ 育児休業中の従業員で希望するものを対象とする職場復帰のための研修の実施

② 目標2 育児・介護休業法に基づく、育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

**【対策】**

- ・ 毎年度 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知するため、従業員対象の研修を実施

③ 目標3 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施

**【対策】**

- ・ 毎年度 従業員の仕事と家庭の両立に配慮する必要性について、管理職に対する研修を実施。
- ・ 毎年度 従業員アンケートやヒアリングの実施等により性別役割分担意識の是正状況の把握